清和荘ホームヘルパーステーション料金表

令和４年１０月

【訪問介護】

	20～30分未満	30～1時間未満	1時間以上
身体介護	250単位	396単位	579単位に30分増すごとに＋84単位

	45分未満	45分以上
生活介護	183単位	225単位

※特定事業所加算Ⅱ・・・・上記所定単位数の１０％を加算
（清和荘ホームヘルパーステーションでは、加算を頂いております。）
※緊急時訪問介護加算・・・１００単位
※初回加算・・・・・・・・２００単位

【通院等乗降介助】
片道につき９９単位　（運賃１００円）

【介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業訪問型サービス】

週１回程度の利用が必要な場合	１ヶ月あたり　１，１７６単位
週２回程度の利用が必要な場合	１ヶ月あたり　２，３４９単位
週３回程度の利用が必要な場合	１ヶ月あたり　３，７２７単位

【同一敷地内減算】
同一敷地内建物等にてサービスを行った場合１０％の減算になります。

【介護職員処遇改善加算　Ⅰ】
一ヶ月のご利用単位数の合計に１３７／１０００を乗じた単位数が加算となります。

【介護職員等ベースアップ等支援加算】
一ヶ月のご利用単位数の合計に２４／１０００を乗じた単位数が加算となります。

【地域区分】
７級地となります。１単位が１０．２１円となります。

【その他注意事項】
※基本料金に対して、早朝（午前６時～午前８時）・夜間（午後６時～午後１０時）は２５％増しとなります。
※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て２人で訪問した場合は２人分の料金となります。
※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
※通院等乗降介助につきましては、サービス提供範囲をおおむね旧尾島地区とし、それ以外に関しましてはご相談の上とさせていただきます。（事業所から７キロメートル以内の範囲とする）
※当該指定訪問介護事業所の所在する建物と同隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定する。
※新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価としてい、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1％上乗せする。